

京都市梅小路公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第90号

京都市梅小路公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市梅小路公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第6条を削る。

第5条の見出しを「(許可等の通知)」に改め、同条中「第3条」を「第1条又は第4条」に、「場合において、当該申請に係る利用を許可したときは」を「ときは、許可又は不許可を決定し」に改め、同条を第6条とする。

第4条を第5条とする。

第3条中「京都市梅小路公園条例(以下「条例」という。)第4条」を「条例第5条」に、「者は、京都市梅小路公園緑の館利用許可申請書(第1号様式)を条例第2条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)」を「ものは、指定管理者が市長の承認を得て定める申請書に指定管理者が必要と認める書類を添えて、指定管理者」に改め、同条を第4条とする。

第2条本文中「除く」の右に「。以下この条において同じ」を加え、同条ただし書中「これ」を「市電展示室及び店舗の供用時間並びにこれらの施設を供用しない日」に改め、同条を第3条とする。

第1条を第2条とし、同条の前に次の1条を加える。

(行為許可等の申請)

第1条 京都市梅小路公園条例(以下「条例」という。)第3条第1項の規定による行為の許可又は同条第3項の規定による変更の許可を受けようとするものは、それぞれ京都市梅小路公園内行為許可申請書(第1号様式)又は変更許可申請書(第2号様式)を条例第2条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に提出しなければならない。

第7条各号列記以外の部分中「条例第5条第1項に規定する利用料金」を「京都市梅小路公園の利用に係る料金」に改め、「又は使用料」を削り、同条第1号中「利用の」を「条例第3条第1項若しくは第3項又は第5条の規定による」に改め、同条第2号中「利用し、又は使用する」を「利用する」に改める。

第8条及び第9条中「者は」を「ものは」に改める。

別表中「第2条関係」を「第3条関係」に改める。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第1条関係）

京 都 市 梅 小 路 公 園 内 行 為 許 可 申 請 書

（宛先） 指 定 管 理 者	年 月 日
申請者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） 電話 —

京都市梅小路公園条例第3条第1項の規定により京都市梅小路公園内における行為の許可を申請します。	
行 為 の 場 所	
行 為 の 内 容	
行 為 の 目 的	
行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
復 旧 方 法	
そ の 他	

第2号様式（第1条関係）

変 更 許 可 申 請 書

（宛先） 指 定 管 理 者	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 ー

京都市梅小路公園条例第3条第3項の規定により変更の許可を申請します。	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
そ の 他	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(建設局みどり政策推進室)